

店頭デリバティブ主要規制当局者会合：
クロスボーダー規制の抵触・重複等への対処に関する報告書
【概要ポイント】

○店頭デリバティブ改革

クロスボーダーにおける店頭デリバティブ取引に対して、各法域間で一貫性があり、効果的かつ可能な限り重複しない規制を実施することは、G20 規制改革の目的達成の上で最も重要である。適切な調整がなされない場合、各国のクロスボーダー規制や施行時期の相違等により、市場の混乱・分断や流動性低下、特定国へのリスク集中化等が生じ、店頭デリバティブ改革の効果が減殺されるおそれがある。各当局は、同一の法主体や取引に対して抵触するような規則の適用を可能な限り行わないことにコミットしている。

○これまでに達成した相当の成果

各法域における関連法律の整備は完了又は実行中であり、規則制定は 2014 年中又は 2015 年初頭までには完了の見込みであり、店頭デリバティブ改革は進展中である。

○各国当局の共通理解

各法域の規制はその異なる法体系の下で相違しうるものの、各国当局は、クロスボーダーにおける店頭デリバティブ改革の実施を改善するために、以下の理解を共有するに至った。

⇒ 同等性や代替的コンプライアンス評価を行うに当たって、対象当局等との協議・コミュニケーションは不可欠である。

最終評価を行う前に、関係当局間で早期・包括的に協議し、肯定的な同等性・代替的コンプライアンスの評価を促していくことも必要。それらの協議は当局間の相互信頼を基に行われるべきである。また、各当局の評価プロセスや方法の透明性を十分に確保し、その判断要素や適用方法についても理解が深まるよう、関係者とコミュニケーションが図られるべきである。

⇒ 柔軟で規制の効果に着目したアプローチが、同等性や代替的コンプライアンスの最終評価の基本となるべきである。

同等性や代替的コンプライアンスに関する外国法制の最終評価は、当該法域の法的枠組みや市場慣行・特性等を考慮し、その規制の効果に着目して行われるべきである。また、その評価は、同様な規制上の効果が下部規則ないし適切な監督枠組みを通じて実現し得るとの理解に基づいて行われるべきである。また、評価に際しては、国際原則や、規制裁定、投資家保護等の要素が十分に考慮されるべきである。

⇒ 清算集中義務及び電子取引執行義務に関しては、より厳格な法域の規制が適用されるというアプローチが採用される。

取引者や取引商品が一方の法域においてのみ清算集中義務または電子取引執行義務の対象となる場合には、両法域がその他の点で同等ないし代替可能と評価されたとしても、この取引者や商品が関与する取引は当該法域の義務に服すべきである。

⇒ **清算集中義務の適用範囲に関する当局間協議の枠組が存在。**

当該協議枠組みは IOSCO の勧告（2012 年 2 月公表）に基づくものであり、各法域間の清算集中義務の適用範囲について可能な限り調和を図ることを目的としている。

⇒ **(i)取引情報蓄積機関への報告（特に取引相手情報に関する報告）及び(ii)当局による取引情報蓄積機関保有データへのアクセス、に対する障害は除去されるべきである。**

データ保護法制や銀行機密法等の国内的障害の除去により、外国取引者と国内取引者との取引について、外国取引者に課される取引報告義務を外国取引者が遵守することが可能となる。また、外国の取引相手の情報が当該国の法制により取得できない場合に報告義務の適用除外とすることは、それが時限的・暫定的な措置である場合を除き、適切ではない。また、各国当局は、国際的な勧告等に従い、取引情報蓄積機関の保有情報へ他当局が適切かつ効果的なアクセスを確保できるように務める。

⇒ **外国の取引主体に対して、適切な移行措置及び合理的で限定的な移行期間が設置されるべきである。**

店頭デリバティブ取引といった非常に複雑な活動に対するグローバルな規制の導入に当たっては、外国の取引主体に対して、適切な移行措置や合理的で限定的な移行期間が必要である。

○ 今後さらなる協議が必要な追加的論点

⇒ **当局規制により登録を行った者の保有する情報へのアクセス**

登録者が保有する情報（帳簿・記録等を含む）に対する当局による直接的アクセスは一部の法域において規制要件となっており、データ保護法制等により、クロスボーダーでの直接的アクセスが制限又は阻止される場合がある。

⇒ **海外銀行支店及び被保証関連会社**

外国法域において自国親会社の海外銀行支店や保証関連会社が取引した場合、そのリスクは親会社の法域に波及する可能性がある。法域間で海外銀行支店や被保証関連会社につき異なる取扱いをした場合には規制裁定の機会が生じる可能性がある。

○ 次なるステップ

各当局は、この会合や他の多国間グループ、二国間協議を通じ、混乱や法的不確実性を最小化しつつ G20 の目的を達成するため、実務的な視点から問題を対処していく。

また、各法域でのプロセスや実施時期に関する共通認識を深めるため、当局間の開かれたコミュニケーションは不可欠であり、またクロスボーダー規制の整合性を図る上では規制適用における柔軟性も必要となる。